



安城市とトヨタ車体株式会社との地域活性化に関する包括連携協定書

安城市とトヨタ車体株式会社（以下「両者」という。）は、次のとおり地域活性化に関する包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、スポーツ活動を通じて、両者が相互に連携することにより、地域活性化に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、両者は、次に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について連携協力するものとする。

- （1）スポーツ振興に関すること
- （2）健康増進・障害者支援に関すること
- （3）子育て支援・青少年の健全育成・教育に関すること
- （4）SDGsの普及促進に関すること
- （5）三河安城交流拠点を核とした三河安城地域の関係人口及び賑わいの創出に関すること
- （6）その他両者協議の上、必要と認められること

（個別の事業等）

第3条 連携協力事項に関して実施する事業の具体的な内容、実施方法等については、両者協議の上、書面（メール等も含む）により定めるものとする。

（連携調整窓口）

第4条 両者は、連携協定を円滑かつ効率的に進めるために、それぞれ連携調整に関する窓口を設置し、必要な連絡調整を行うものとする。

（秘密保持）

第5条 両者は、連携協力事項に関連して知り得た相手方の秘密（当該相手方が秘密である旨の意思表示した情報及び口頭により開示された情報でかつ開示後30日以内に秘密である旨を表示した情報を含む）を漏らしてはならない。

2 両者は、法令又は条例に基づく場合を除き、連携協力事項の実施により知り得た個人情報を第1条の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供（漏洩を含む。）してはならない。

3 両者は、この協定の期間満了又は協定の解除により効力を失った後も、前2項に定める秘密保持の責務を負うものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。

2 本協定の期間満了日の1か月前までに、両者いずれからも本協定の改廃の申し入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

3 両者の協議により合意した場合は、本協定で定める有効期間に関わらず、本協定を改廃することができる。

（協議）

第7条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、両者協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者が署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和7年8月25日